平成27年12月９日に公布された理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第166号）により、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第４号）及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第７号）が一部改正され、理容所及び美容所の開設の届出事項の規定に、理容所及び美容所を同一の場所で開設すること（以

下「重複開設」という。）に関する事項が追加されました。

　これに伴い、下記のとおり高知県理容師法施行細則（平成５年高知県規則第５号）及び高知県美容師法施行細則（平成５年高知県規則第６号）を一部改正します。

記

○高知県理容師法施行細則第５条第１号で定める様式に、重複開設に関する事項を追加する。

○高知県美容師法施行細則第５条第１号で定める様式に、重複開設に関する事項を追加する。